

支那駐屯軍増強と豊台事件

内 田 尚 孝

はじめに

1936年5月、日本政府は中華民国国民政府の反対を押し切って支那駐屯軍の増強を強行した。増強によって、総人員は1,771人から約2.3倍の5,774人に増大した⁽¹⁾。この増強された支那駐屯軍こそが、日中全面戦争の引金となった盧溝橋事件の日本側当事者である。

支那駐屯軍は、1900年の義和団事件を受け、1901年に清国が11カ国との間で締結した「北清事変最終議定書」で認められた駐兵権にもとづく軍隊で、関東軍より歴史は古い。しかし、近現代の日中関係史における両者の存在感は大きく異なる。先行研究についても、関東軍に関するものは比較的多いが、支那駐屯軍に関するものは数えるほどでしかない。盧溝橋事件の当事者であるにもかかわらず、である。その大きな理由の一つとしてアクセスできる一次史料の少なさを挙げることができるだろう。本稿で取り上げるトピックスについても軍側の史料はきわめて限られている。

このような史料的制約の中で、安井三吉氏は、盧溝橋事件に至るまでの、あるいは盧溝橋事件の当事者としての支那駐屯軍の動きを、はじめて実証的に明らかにした⁽²⁾。その手法は、日本側史料のみならず中国側史料も丹念に読み解くことで、日本側史料のみからでは迫れなかった支那駐屯軍の実態に迫るというもので、例えば、1936年に同軍が挙行した秋季大演習の実態解明は、その重要な成果の一つである。

また、支那駐屯軍に関する近年の特筆すべき研究成果として、櫻井良樹氏の研究をあげておきたい。本稿が対象とする時期に焦点を絞ったものではないが、同氏は、日本はもちろんイギリスやアメリカ等の公文書を渉猟して、設置から盧溝橋事件を経て廃止に至るまでの支那駐屯軍の全容を、はじめて

『コミュニカール』6 (2017) 63-88

©2012 同志社大学グローバル・コミュニケーション学会

実証的に明らかにした。とくに設置されてから36年の間に、「列強諸国の共同行動」としての支那駐屯軍が、どのようにして盧溝橋事件を引き起こすような軍に変わっていったのか、中国内外の変化に目を配りながらそのプロセスを丁寧に描き出している⁽³⁾。

ところで、支那駐屯軍が当事者となった盧溝橋事件については、依然解決をみていない論争的な問題が残されてはいるものの、日中全面戦争の発端ということもあって、事件そのものの解明はかなり進んでいる。しかし、盧溝橋事件に至るプロセスで起こった数々の事件については、いまだ解明されていないものが多い。しかも日中双方に記録が残っていても、記述内容が大きく異なっている場合がほとんどで、例えば、本稿で取り上げる豊台事件⁽⁴⁾は、その典型である。ただ、1930年代の日中関係の全体像をより実態に即してとらえるためには、日中双方の記述をつき合わせながら、一つひとつの事件の真相に地道に迫っていくしかない。

本稿は、このような問題意識の下、支那駐屯軍増強と増強が華北にもたらした事態の解明を課題とする。日本政府は何を目的として支那駐屯軍の増強に踏み切ったのか、その真意を確認した後、増強が華北、なかでも平津（北平・天津）地域にどのような事態をもたらすこととなったのか、とくに増強後の支那駐屯軍の演習の実態に迫りながら明らかにしていきたい。そして、1930年代の日中関係を扱った書籍においても、ごく簡単にしか触れられない豊台事件の真相に可能な限り迫り、その歴史的な意味を問いたいと思う。

I. 支那駐屯軍の増強

1936年4月17日、広田弘毅内閣は、支那駐屯軍増強を閣議決定した。陸軍省が閣議に提出した「請議案」の全文は、以下の通りである⁽⁵⁾。

最近北支ノ政情ハ我支那駐屯軍ノ増強ヲ必要トスルニ至レル所偶々頃日
共産匪軍ノ北支侵入ハ著々其ノ歩ヲ進メ若シ現状ノ儘放置センカ帝
国居留民ノ安全ヲ保障シ得サルノミナラス日滿両国ノ為一大脅威タルニ
至レリ

是ヲ以テ帝国ハ支那駐屯軍ヲ速ニ増強シテ任務達成ノ為必要ナル最少限

ノ実力ヲ付与シ北平ト海浜間ノ交通ヲ確保スルノ外最近頓ニ増加セル平津地方ニ於ケル帝国居留民ノ現地保護ニ遺憾ナカラシムルト共ニ関東軍ノ負担ヲ軽減シ且事大思想甚シキ支那民衆ノ心理ニ即応スル北支安定ノ礎石ヲ確立シ以テ満洲国ノ健全ナル發達延イテ日滿両国国防ノ完璧ヲ期セントス

尤モ今次ノ増強ハ依然其根柢ヲ北清事変最終議定書ニ置クモノニシテ之ニ依リ中華民國ノ主權乃至諸外国ノ既存權益ヲ侵害スルモノニ非ス
本件ニ要スル経費ハ昭和十一年度予算ノ運用ニ依リ支弁スルコトトシ詳細ハ大蔵当局ト直接折衝スルコトト致度

まず冒頭、増強を必要とする理由として「最近北支ノ政情」と「共産匪軍ノ北支侵入」の2点を掲げているが、前者より後者に力点を置いている。2月の中国共産党軍の山西省進軍という新たな事態、新たな脅威への対応を強調することで、増強に対する異論を封じようとしていたことがうかがわれる。これに前後する国民政府への説明や5月15日発表の陸軍当局談も同様のスタイルをとった。

ただ、「最近北支ノ政情」が「我支那駐屯軍ノ増強ヲ必要トスルニ至」らせたとし、「共産匪軍ノ北支侵入」より先に掲げられていることからみて、前者こそが前年秋に水面下で増強への動きが始まった段階からの増強の本来の目的、と考えるのが自然であろう⁽⁶⁾。

それでは、「最近北支ノ政情」とはいったい何を指しているのでしょうか。4月17日の閣議決定に先立って、外務省は支那駐屯軍増強の可否について独自の検討を行っている。最終的に外務省も「増強可」との結論に至るが、その理由は次のような書き出しで始まる⁽⁷⁾。

北支ニ於ケル南京側ノ排日的策動ハ依然其ノ後ヲ絶サルノミナラス北支政權ノ態度モ我方所期ノ要望ニ添ハサル点少ナカラ（ス）

「北支政權」とは、前年12月18日に第二十九軍（軍長宋哲元）を軍事的基盤として北平（現在の北京）に発足した冀察政務委員会（委員長宋哲元）

のことである。ここから、国民政府が華北地域において「排日的策動」を行い、しかも冀察政務委員会が日本の思惑通りになっていない、と認識される華北の状況が、「最近北支ノ政情」の意味するところであったことがわかる。つまり、増兵の真のねらいは、華北分離工作の推進だったのである。

次に、増強された支那駐屯軍の任務が明らかにされている。第一に「北平ト海濱間ノ交通ヲ確保」、第二に「平津地方ニ於ケル帝国居留民ノ現地保護」、第三に「関東軍ノ負担ヲ軽減」、第四に「事大思想甚シキ支那民衆ノ心理ニ即応スル北支安定ノ礎石ヲ確立」の4点である。

このうち第三の「関東軍ノ負担ヲ軽減」は、「北支処理要綱」（第一次、1月13日）の第五項「北支処理ハ支那駐屯軍司令官ノ任スル所」を受けたもので⁽⁸⁾、関東軍は万里長城以南の関内から手を引き、同以北、つまり「滿洲国」の防衛に専念する体制を整えることを意味している。先の外務省の検討はこの点詳しい。

「従来天津軍ノ兵力不十分等ノ為北支事件等發生ノ場合関東軍ヲ屢々滿支国境ニ集結スルノ已ムナキ場合起レル処関東軍ヨリノ兵力増派ハ内外ニ対シ無用ノ刺戟ト疑惑トヲ与フルコト少ナカラス以上ノ点ヨリ考察スルモ此ノ際天津軍ヲ増強シ関東軍ヲシテ其ノ本然ノ任務ニ専念セシムルコトハ機宜ニ適スルモノト認メラル⁽⁹⁾。」

ただ、関東軍が関内から手を引くことは、「北清事変最終議定書」にもとづいて設置されていた支那駐屯軍が、関東軍に替わって「塘沽停戦協定」関連事項を主管することを意味しており、これは日中関係という点では新たな、かつ重大な事態であった。しかも、支那駐屯軍の増強が、「関東軍ヨリノ兵力増派」に比べて、内外に「無用ノ刺戟」や「疑惑」を引き起こさないという保証はなかった。

他方、第四の「事大思想」云々は、支那駐屯軍増強という軍事的圧力の強化によって華北の中国民衆が容易に日本に靡くことが想定されていたことをうかがわせる。先に見た冀察政務委員会を日本の思惑通りにする、あるいはできる、という増兵の隠された意図と共通する中国観をそこに見出すことができるだろう。しかし、例えば『申報』が、増兵確認後に「日本駐屯軍強化後の華北」と題する「時評」をすかさず掲げ、「国内では歩調を一致させ、

全体の力を發揮し、われわれの国土〔土地〕の完全、主権の存在、民族の安全を保障しなければならない。別の言い方をするなら、国を挙げて一致団結し、個々人が救国の責任を果たさなければならない。一時的な安逸を求めず、いささかも怯まず、目下の難関を努力して打破し、以て光明の道への到達を期そう」(5月30日付『申報』)と訴えたように、事態はむしろ日本側の想定とまったく相反する展開をたどった。

なお、増兵は、「内外ノ反響ヲ顧慮シ事前ノ発表ヲ避ケ兵員交代ノ形式ニヨリ天津軍ノ一部帰還ノ都度新規増員」していくという形で実施され、「第一回ハ五月十日頃内地ヲ出發」した。しかし「駐屯軍ノ増強特ニ其内容ハ秘」とされたため⁽¹⁰⁾、増員規模やその目的をめぐってさまざまな憶測を呼び、中国側の不信感や疑念を大にかき立てることとなった。

II. 南京と東京

国民政府が、支那駐屯軍増強の動きに対して憂慮の念を日本側に公式に伝えたのは、閣議決定に先立つ4月7日のことである。この日、張群(外交部長)は、外交部を往訪した須磨弥吉郎(南京総領事)と華北問題について幅広く意見を交わしているが、中国共産党軍の山西省進軍問題をめぐるやり取りの後、「一つお訊ねしたいことがある。華北の貴方の駐屯軍増兵問題だが、結局現在どれほどいるのか、二千人か」と、おもむろに増兵問題を切り出した。これに続く両者のやり取りは以下の通りである⁽¹¹⁾。

須磨：現在は千二百で、正確な数字は記憶していない。増兵の理由は、主に軍事的必要性からであり、五、六月の間に実施する予定である。

張：今回の増兵は実際必要なく、いたずらに人民を刺激するに過ぎない。

須磨：増兵の件について、貴国はこれを問題にしないよう希望する。

張：貴方はこれを必要と考えておられるのか。

須磨：要するに、日本にはある種の「不安」心理があり、増兵の目的はこの種の「不安」を取り除くことにある。三原則の第三項には、この意が含まれており、増兵はこの項の一つの現れであり、この点をどうかご了解いただきたい。決して貴国を侵略する考えなどない。

張：増兵人数はどれほどか。

須磨：承知していない。まだ確定はしていないが、増加を決定したことは事実である。

張：絶対に増加しないのがよい。

須磨：本件については貴方が問題にしないことを望む。もしこれを問題にすれば、真相を知らぬ者が大いに宣伝し、悪影響が発生しかねない。

張：日本側にどのような不安があるのかわからないが、増兵すれば、わが方の不安が増大することは間違いない。ゆえに増加はよくない。

須磨：部長の意見は完全に了解したが、残念なことに本件はすでに確定している。

須磨弥吉郎の発言に見える「三原則」とは、前年10月4日の「対支政策に関する外・陸・海三相間諒解」、いわゆる「広田三原則」のことで、その第三項には「外蒙等ヨリ来ル赤化勢力ノ脅威カ日滿支三国共通ノ脅威タルニ鑑ミ支那側ヲシテ外蒙接壤方面ニ於テ右脅威排除ノ為我方ノ希望スル諸般ノ施設ニ協力セシムルコト⁽¹²⁾」とあった。須磨は、今次支那駐屯軍増強は、この「広田三原則」にもとづく措置であると主張し、張群の申し入れをはねつけたのである。しかし、須磨の主張は、そもそも「広田三原則」を受け入れていない中国側には、まったく説得力を欠くものであったばかりか、中国国内で起こる増兵に対する反応を一顧だにしない無責任なものに映った。張群は、この話題の最後に、「わが方の希望は、まったく消極的な性格のものである。その内容は、主権を侵犯しない、内政に干渉しない、統一を破壊しないの諸点に他ならない。これらがなされるのなら、わが方の不安は取り除かれ、両国間でその他一切の協議を行うことができる⁽¹³⁾」と、中国側の姿勢をあらためて説明したが、須磨は取り合おうとしなかった。

5月15日、陸軍当局談という形で増兵理由が公にされたことを受けて、外交部は、許世英（駐日大使）に訓電を發し、5月18日付で「日本ハ今大ニ駐屯軍ヲ増加セントシ居ル趣ナルカ右ハ明カニ慣例ニ反スルノミナラス且広田前外相ノ宣布セル不脅威不侵略政策ニモ符合セサル」ことを指摘した「備忘録」を有田八郎（外務大臣）宛に提出し⁽¹⁴⁾、増兵を中止するよう強く求

めた。

しかし、申し入れを反映した対応が一向に見られないどころか、増兵部隊の天津到着を伝える情報が続々と南京に入り始めた。

事態を重く見た張群は、あらためて許世英に訓電を發した。6月1日午後4時、許は、王芄生（参事官）を伴って有田八郎を往訪し、冒頭、「目下北支那ニ於ケル情勢ハ特ニ不安ノ事態ニアルモノトハ思考セラレス、然ルニ今回カ該地方ニ増兵セラレタルコトハ我國民ヲシテ多大ノ疑惑ヲ生セシメ国交上甚遺憾トスル所テアル⁽¹⁵⁾」と、増兵に強く抗議した。

これに対して、有田は、「貴国政府ニ於テハ北支那ニ特ニ不安ナシト言ハルルモ我方ノ見ル所ニ依レハ同地方ニ於ケル共產系ノ暗躍ハ相当ニ頑強ナルモノト思ハル、山西省方面ニ於ケル共產軍ハ貴国軍隊カ之ヲ討伐スルテアラウカ、之カ北支那ニ及ホス影響ハ輕視スルコトカ出来ナイ」と、中国共産党軍の山西省進軍の影響が北平・天津地域に及ぶことへの危惧を述べたうえで、「殊ニ北支那ニ於ケル日本居留民ノ数ハ之ヲ英米其他ノ居留民ニ較フレハ頗ル多キモ我駐屯軍ノ数ハ居留民ノ数ニ比シテ少数テアルカラ今回増兵シタノテアツテ、之レハ条約ニ許サレタル範囲内テアルカラ決シテ不正当ノモノトハ思ハナイ⁽¹⁶⁾」と、居留民数と支那駐屯軍の兵員数の比率を持ち出して増兵を正当化した。この論理を敷衍すれば、今後居留民数の増大に比例して、駐屯軍の規模拡大を招きかねない虞が生じる。折しも中国各紙は、平津を中心とした華北地域の日本人居留民が急増していることを報じていた。

許世英は、ただちに次のように述べて有田の主張に反駁した。

「我国ニ日本居留民ノ増加スルノハ寧ロ望ム所テアルカ居留民ノ数ニ比シテ軍隊ヲ増兵セラルルノハ如何テアルカ、駐屯軍ノ性質ハ斯様ナモノテハナイヨウテアル、兎ニ角日本ハ成ルヘク早く元ノ如クニ減セラルルコトヲ望ム⁽¹⁷⁾。」

これに対して、有田八郎は、「北支駐屯軍ハ義和団事變ノ結果設置シタモノテ居留民保護ヲ目的トシタ訳テハナイカ、北支交通ノ安全ト居留民ノ安全ト相関スル故ニ事実上居留民保護ニ当リ多年ノ慣例トナツテ居ル」と述べたうえで、「併シ今回居留民数ノ比率ニ依ツテ増兵スルコトヲ主張スルモノテナイ⁽¹⁸⁾」と、場当たりの整合性に乏しい説明に終始した。

張群が憂慮した通り、増兵部隊が天津に到着し始めるや、増兵反対を訴える学生運動が平津地域の大学で起こり始めた。5月28日の天津でのデモを受け、北平学生会は、(一) 清華大学、燕京大学、東北大学、師範大学および大同中学の5校が授業を停止すること、(二) 5校それぞれの教員・学生全体で通電を発し、日本の華北増兵と第二十九軍の南遷反対を宣言すること、(三) 近日中に拡大デモ行進を行うことを決定、このうち例えば燕京大学では、30日に大礼堂で800人規模の大会が開かれ、これら3点を決議している(5月31日付『大公報(天津)』)。そして、およそ半月後の6月13日、北平で「増兵反対」、「日貨排斥」、「密輸反対」を訴える大規模な反日デモが挙行されることとなった。

Ⅲ. 増強部隊の豊台駐屯と演習の常態化

5月19日午前11時過ぎ、田代皖一郎(中将)が第14代支那駐屯軍司令官として天津塘沽に到着した。前任の多田駿が帰国の途に就いた22日には、さっそく華北地域に駐在している武官や特務機関長が天津の張園に参集し、華北問題の検討を行っている。

増派部隊の天津到着を伝える記事が『申報』に掲載されたのは、5月30日のことで、「新たに華北の日本駐屯軍増強、昨日大集団天津到着」と題する記事は、その模様を次のように伝えている(5月30日付『申報』)。

新たに増強される日本駐屯軍が、29日朝……塘沽に到着し、正午に上陸、6列車に分乗し、第一列車はすべて軍需品で午後4時に天津に到着、海光寺の兵営に搬入された。第二列車は、午後6時45分に天津に到着し、石井(嘉穂)、池田(純久)ら参謀、大竹(修夫)、河田(槌太郎)両高級副官、ならびに日本の在郷軍人、日本人居留民ら数百人が旗を持って駅で歓迎した。同列車は、それぞれ騎兵120人、馬120頭、大砲12門、弾薬無数を載せ、すでに海光寺の兵営に入った。夜8時15分、第二グループの兵士を載せた列車が、歩兵・砲兵500人を載せて天津に到着、同様の歓迎を受け、うち150人はその列車で8時45分、北平から通州に向かい、その他は天津で降り、一部は海光寺の兵舎に、一部は東局子の新

兵舎に入った。第三グループの兵士を載せた列車は、午後 11 時 45 分頃天津に到着し、歩兵、特科兵約 500 人を載せ、東局子の兵営に入る予定。なお歩兵・砲兵 500 余、騎兵 80 は、午後 4 時、専用 2 列車で、塘沽から直接榆関、秦皇島に向かった。

在郷軍人や日本人居留民数百人が旗を持って駅で歓迎したとあり、かなり大々的な出迎えであったことがうかがわれる。

ところが、この日、塘沽と天津を結ぶ北寧線が何者かによって爆破され、増派部隊を輸送中の列車がこれに巻き込まれるという事件が起こっている。日本側記録によれば、「二十九日塘沽ヨリ新着部隊（天津及北平行）輸送中ノ列車天津東站ノ東約十分間ノ地点通過中前方ヨリ七両目の貨車ノ下ニテ爆弾様ノモノ炸裂シ床板数枚破損軍馬三頭負傷（兵ニハ被害ナシ）⁽¹⁹⁾」という程度の事件であったという。続いて同記録には、「列車ハ無事天津ニ到着セルカ万一ヲ慮リ同乗セル北平行部隊及今夜塘沽発ノ筈ナリシ後続部隊ハ三十日朝迄発車ヲ見合セタ⁽²⁰⁾」とあり、『申報』掲載記事と記述に若干の齟齬が認められるものの、事件に巻き込まれたのは、同記事に見える第二グループの兵士を載せた列車と考えてよいだろう。当初、中国国内では柳条湖事件の再演を危惧する見方もあったが、6月2日に日本側が突きつけた要求をその後の折衝で宋哲元が呑んだこともあって事態拡大は回避された⁽²¹⁾。

この3日後の6月1日、増強部隊到着後はじめての演習が行われた⁽²²⁾。「午前9時、海光寺前石街、福島街、淡路街で市街戦演習を実施」、「新着の戦車を試運転し、歩兵三百余が参加し、10時に終了」という内容であった（6月2日付『申報』）。

ところで、増派によってにわかに日中両軍の最前線に浮上した場所がある。北平市中心から約 17 キロ南西に位置する豊台である。豊台には、もともと第二十九軍第三十七師の一部隊が駐屯していたが、ここに新たに支那駐屯歩兵旅団第一聯隊第三大隊が兵営を構えた。6月23日には北平で聯隊軍旗親授式が挙行され、同大隊もこれに参加している（6月24日『申報』）。こうして豊台に日中両軍の兵営が併存する事態となった。その距離は線路を挟んで約 300 メートル、日本軍が野外演習に出かける際は、必ず中国軍の兵営の

前を通るといふ状況がここに出現したのである⁽²³⁾。

6月26日、この豊台で日中両軍の最初の小競り合いが起こった（第一次豊台事件）。日本兵の豊台駐屯開始を確認したニュースが報じられてから、わずか5日後のことである。

日本側記録は、事件の概要を次のように伝える⁽²⁴⁾。

本年六月二十六日豊台ニ在ル我兵営内ヲ支那兵二名乗馬ニテ横断セントセシヲ以テ邦人雇員ハ我兵ト協力シテ之ヲ阻止セントシタル所支那兵ハ乗馬六頭ヲ遺棄シテ逃走セリ尚其ノ際右雇員ハ兵営外ニ在ル我憲兵分駐所ニ右情況ヲ通報スヘク同所ニ向ヘル途中右乗馬ヲ奪還ニ来タリシ支那兵二十名ニ遭遇殴打暴行セラレタリ

更ニ支那兵ハ同日同事件ヲ調査ニ赴キタル我北支駐屯軍本部ノ河野大尉一行等ニ対シテモ銃剣ヲ突付ケ威嚇的態度ニ出テ且之ヲ監禁シタリ

他方、中国紙『申報』は、同事件を次のように報じている（6月28日付『申報』）。

26日午前9時頃、汽車が汽笛を鳴らしたところ、軍馬五頭が驚いて逃げ、現在建築中でまだ竣工していない日本兵営内に突入し、兵士がこれを追い、当直の日本兵と交渉し、なかに入ろうとしたところ、拒否された。その後、日本軍の大尉で副官の小川と原野が干渉に乗り出し、馬を拘留しただけでなく、馬夫を殴打した。さらに第二十九軍に質問を突きつけた。双方いまだ解決しておらず、外交委員会と日本側が交渉を行っている（27日付中央社電）。

豊台の日本兵営内に第二十九軍側の馬が入ったことは両者共通しているが、暴行を受けた側は日中の記述それぞれ正反対で、兵営に入った中国軍兵士の振る舞いやその後の展開も相当異なっている。第一次豊台事件を伝える史料はきわめて限られているため、どちらの主張が実態に近いのか検証が難しい。ただ、日本軍の豊台駐屯が第二十九軍との間に新たな緊張を生み出し

たことだけは間違いない。

6月28日に永見俊徳(支那駐屯軍参謀長)と松室孝良(北平特務機関長)が、天津イギリス租界に宋哲元を往訪、7月1日には陳覚生(冀察政務委員会外交委員会代理主席委員)が、6月29日に北平に戻った宋の命を受け、日本大使館に今井武夫(大使館付武官補佐官)を訪ねるなど、事件解決に向けた交渉が進められた。

7月4日、陳覚生が永見俊徳を往訪し、宋哲元に代わって遺憾の意を表明、日本側記録によれば、陳は、日本側が突きつけた次のような条件を受諾したという⁽²⁵⁾。

- (一) 営長以下犯人ノ処罰
- (二) 責任者タル直属長官ノ謝罪
- (三) 事件ヲ惹起セル部隊ノ豊台撤退
- (四) 将来ノ保障

7月2日付ロイター電は、「宋哲元の豊台駐屯軍は、すでに昨晚北平西方の頤和園附近の営房に移駐し、同師の他の兵が豊台に移動した由。宋哲元は、今朝、当該営の営房を視察して、豊台事件に関する訓話を発表し、今後は同様の事件の発生を極力回避しなければならない旨述べた」ことを報じており(7月3日付『申報』)、宋哲元は、迅速に部隊を交替させることで要求事項(三)に対応したことがうかがわれる⁽²⁶⁾。

この後、支那駐屯軍の活動はいよいよ活発化し、紙上には連日のように日本軍の演習の様子が報じられるようになる。しかも、規模は拡大し、実弾を用いた市街戦演習も日常的に行われるようになっていった。

7月9日と10日付『申報』は、豊台に駐屯していた日本軍の北平市内での行動を詳細に報じている。

7月8日、「豊台の日本駐屯軍の将校二十人余が自動車3台に乗り、大型戦車7両を率い、軍用大型車6台が日本兵百余人を乗せ、今日午後2時、豊台を出発した。豊彰大道に沿って広安門を入り、菜市口、珠市口を経て、南に向かい、4時半に天橋の南広場に到着して休憩し、隊を率いていた将校は天壇を遊覧し、5時15分、隊全体が永定門を出て示威行進し、5時45分に再び永定門に入って北に向かい、西珠市口、西柳樹井、虎坊橋、菜市口、広

安門大街を経て、6時に広安門を出、もと来た道を豊台の兵營に戻った（7月9日付『申報』）。

続く翌7月9日は、「戦車隊が、午前10時再び入城、示威行進し、広安門に進んだ。先頭は、日本の将校で、小型バイクに乗って先導し、その後に大型戦車4両、小型戦車3両、軍用大型車8台に武装した日本軍七十人余が乗るとともに、一般自動車2台に日本軍将校2人が乗り、連なって前進し、小型戦車が最後尾についた。西珠市口、正陽門大街を経て、正午に天安門で休憩し、午後2時10分、西皮市から南に向かって正陽門を出、東珠市口を経て、磁器口で北に向かい、崇文門を進み、東単、東四牌樓を通過して東に向かい、4時に朝陽門を出て、苗家地の射的場で射撃演習を行うとともに、アンペラで小屋掛けし、午後8時現在入城していない（7月10日付『申報』）。

7月下旬になると、蘆溝橋附近での演習が頻繁に行われるようになる⁽²⁷⁾。増兵後の蘆溝橋での演習が初めて報じられたのは23日である。22日、「北平駐屯日本軍の河邊正三少将は、今朝豊台に赴いて駐屯軍を閲兵するとともに、附近の視察に赴いた。同時に、現地に駐屯している将兵百人余は、今朝、機関銃や野砲等を持って蘆溝橋・長辛店一帯に向かい、実戦演習を実施して、午後、演習を終えて豊台の元駐地に戻った。演習時には、現地附近の数里内は、臨時に交通が遮断され、砲声のとどろきや断続的な射撃音は、北平市西南地域の全住民に聞こえる」ほどのものであったという（7月23日付『申報』）。翌23日早朝も、「豊台駐屯の日本兵九十人余が、完全武装し、小型砲〔小鋼砲〕4門を運び、蘆溝橋一帯に赴いて演習を実施」している（7月24日付『申報』）。こうして蘆溝橋における演習は常態化し、夜間行軍に続く早朝演習や夜間演習も行われるようになる。

市街戦演習もエスカレートし、例えば8月27日「午前7時、天津の日本軍は、宮島街と須磨街で、再び市街戦演習を実施し、銃声が鳴り響き、午前9時に終わった。住民は睡眠中で、驚いて目を覚ました。この半月来、日本軍の市街戦演習は殊に頻繁で、1週間に四、五回行われる」ような状況であった（8月28日付『申報』）。

また、「満洲事変」の発端となった柳条湖事件5周年を翌日に控えた9月17日には、「天津の日本歩兵1中隊が、全員武装し、機関銃や野砲を携行し

て塘沽に向かい、現地の駐屯軍と九一八（満洲事変）示威演習を実施」している（9月18日付『申報』）。

このように増兵後、支那駐屯軍の演習は、北平や天津の市街地、大沽・塘沽などの海浜や港湾、豊台や盧溝橋といった陸上交通の要衝、唐山や古北口といった戦区内の要衝など、広範囲の地点で、しかも複数地点で同時並行的に挙行されるようになったのである。

IV. 第二次豊台事件

こうした中で、9月18日、豊台で再び事件が起こった。第二次豊台事件である。まず、事件発生に至る背景について、外務省記録から見ておこう⁽²⁸⁾。

京津地方ニ駐屯セル第二十九軍ハ由来抗日的意識旺盛ニシテ殊ニ在豊台支那軍ハ從來屢々毎日的行動ヲナシタル為曩ニ六月下旬我方ノ要求ニ基キ北寧線以東、以南ニテ豊台ヨリ東南方三支里以上離隔セル場所ニ新兵営ヲ建築シテ九月十二日ヨリ遅クモ五十日以内ニ移駐ヲ約束セ（り）

他方、9月22日に蔣介石に報告された事件概要（以下「中国側報告」）は次のように述べる⁽²⁹⁾。

豊台駅は今春より第二十九軍第三十八師張自忠部隊の1団（聯隊）が駐屯していた。その後、中日の軍隊間で軍馬争奪の衝突が発生し、日本側の外交圧力を受けて撤退を迫られた。これとは別に、馮治安部隊第三十七師第百十旅第二百二十二団（聯隊）張（華亭）營（大隊）が駐屯防衛に当たっていたが、人数は以前と比べて数分の一程度であった。日本側は、暗に圧力をかけて移動させようとしていた。例えば、8月21日、日本人居留民の森川太郎は、理由もなく張部隊の兵営内に乱入し、衛兵と殴り合いになって負傷するという事件が起こり、紛糾はおおよそ1カ月に及び、数日前に松室（孝良）と陳中孚が協議して解決を図った。思いもよらないことにこの紛糾に幕が下ろされ漸く過去となった9月18日午後、突然、またもや両軍の演習による衝突が発生し、発砲に至った。

外務省記録によれば、第一次豊台事件を受けて、第二十九軍は、「北寧線以東、以南ニテ豊台ヨリ東南方三支里以上離隔セル場所ニ新ニ兵營ヲ建築シテ九月十二日ヨリ遅クモ五十日以内ニ移駐ヲ約束」したことになるが、第一次豊台事件が一応の解決をみた7月4日段階ではこのような「約束」を確認することはできない。この点、中国側報告は、8月21日の森川事件をとくに取り上げ、「数日前に松室と陳中孚が協議して解決を図った」とあり、日本側記録に見える「約束」は、この事件をめぐる交渉の中で交わされた可能性も考えられる。なお、この間、森川事件以外にも、大沽での日中両軍の衝突や天津における治安当局者間の衝突など、日中間の事件が頻発し、それぞれの事件を解決するための交渉が同時並行して進められていた。

次に事件の発生から収束に至るまでの記述である。まず外務省記録から見ておこう⁽³⁰⁾。

然ルニ九月十八日又々我豊台駐屯部隊ノ一個中隊カ夜間演習ノ為豊台ノ街ヲ進行中偶々演習ヨリ帰還シ来レル同地駐屯第二十九軍ノ一部隊ト行違ヒタル際我一小隊長ノ乗馬ト支那部隊ノ一兵士トカ行き衝リタルニ端ヲ発シ悶着ヲ起シ我軍ニ於テ支那部隊ノ連長ヲ連行セントスルヤ同部隊ハ忽チ戦闘ノ隊形ニ移リタルヲ以テ我軍之ニ応シテ包圍ノ姿勢ヲ取り別ニ兵營ヲ残留セル我部隊^マ應援ニ赴キ彼我相對峙スルニ至レリ
仍テ右報ニ接シタル北支駐屯軍本部ハ我駐屯部隊々長並ニ兵若干ヲ豊台ニ赴カシメ支那側ト共ニ事件ノ円満解決ヲ期シタル結果支那軍ハ翌十九日早朝迄ニ北寧線ノ南側ニ撤退スヘク更ニ其ノ後西苑又ハ其ノ他然ルヘキ地点ニ移駐スヘキ旨ノ了解一応成立シタルモ馮師長ニ於テ右ヲ聞入レサル為^マ兩軍對峙ノ儘一夜ヲ明カシタルカ其ノ後我軍側ニ於テ馮師長ヲ説得ノ結果馮師長モ漸ク納得シ一兩日中ニ前記部隊ノ撤退及移駐ヲ行フコトトナリ解決セリ

これを先の中国側報告は次のように伝えている⁽³¹⁾。

この日の衝突は、豊台の第二十九軍張營第五連（中隊）孫香亭部隊が、午後5時40分、鉄道の外側で秋季演習を実施していたが、穂積（松年）大尉が指揮する現地の日本駐屯軍1中隊もちょうどそこに行って演習を実施するところで、狭い道で遭遇し、双方譲らず、穂積中隊の小隊長岩井（小岩井光夫）少尉がまた機に乗じて、馬に鞭打って孫連の前に突っ込み、その隊伍を乱し、争いの発端を作った。日本側は、戦闘隊形を取って孫連を包囲し、武装解除させようとしたので、連長の孫香亭は挺身日本軍の前に出て交渉し、人質として陣内に入り、解放されなかった。孫連の兵士は大いに憤慨し、自衛の手段を取って、日本軍と対峙した。この時、日本軍の大隊長の市木（一木清直）少佐が情報を得て、兵士すべてを率いて張營の前に突然現れ、機関銃4挺を設置し、張營兵士の応援を防ぎ、7時頃まで対峙し、北平駐屯の日本軍がまた大隊を増援し、形勢は重大となった。

宋哲元は天津で情報を得、ただちに北平の馮治安師長と電話で相談し、至急、陳中孚と協同して日本の松室（孝良）、今井（武夫）武官および河邊（正三）旅団長と協議し、この情勢を制止し、戦禍の発生を回避するよう命じた。同時に、要員を派遣して支那駐屯軍司令部と協議して、双方がそれぞれ平津から要員を現場に向かわせた。19日早朝、双方の要員が豊台駅に会し、協議を行い、誤解を解消した。

演習を終えて帰營の途にあった中国軍と夜間演習に向かう日本軍が、豊台の狭い道ですれ違い、そこで小競り合いが生じた点は日中の記述とも一致している。

ところが、それ以降の（一）事件の発端、（二）孫香亭が「連行」あるいは身柄拘束される前後の状況、（三）日本軍の動き、（四）事態収拾に向けた日中協議のプロセスなど、事件の核心部分で、両者の記述は大きく異なっている。

まず、事件の発端について、外務省記録は、「我一小隊長ノ乗馬ト支那部隊ノ一兵士トカ行キ衝リタルニ端ヲ発シ」、と簡単に述べるのみで、どのように接触したのかには言及していない。この点、現地当事者であった支那駐屯軍の『月報』は詳しい。

「第七中隊ハ小岩井少尉支那馬ニ乗馬シ中隊ヲ引率シ（中隊長ハ中隊ノ後尾ヲ前進ス）午後五時四十五分頃支那軍兵營前ノ道路ヲ通過シ停車場前広場ニ出ントセル際同道路ヲ西方ヨリ支那軍約一ケ中隊軍歌ヲ高唱シツツ我ニ向ヒ前進シ来リ行違ハントセルカ偶々道路ノ狹隘部（駅前広場ノ出口ハ狹隘ナリ）ニ於テ隊伍中ニ在リシ支那軍部隊ハ行進中ノ我カ部隊ヲ路外ニ圧シ出サントスル態度ニ出テ遂ニ其先頭兵数名ハ我部隊ノ後尾ヲ統行セル我看護兵ヲ殴打セリ⁽³²⁾。」

つまり、中国軍兵士がまず先に日本軍の看護兵に手を出したとしている。ただここでは、この経緯が外務省記録にはまったく記されていない点に留意しておきたい。

さらに『月報』は、「第三小隊長ハ独断着剣シ之ニ對抗セントセリ又引率官タル岩井少尉モ後方ノ喧騒ナルヲ振返リ之等ヲ目撃シ咄嗟ノ間ニ支那軍部隊中ニ馳入り之ヲ制止セントセシニ更ニ支那軍ハ之カ乗馬ヲ乱打」したと述べる⁽³³⁾。

他方、中国側報告は、『月報』にもある小岩井の行動を問題視する。「穂積中隊の小隊長岩井少尉がまた機に乗じて、馬に鞭打って孫連の前に突っ込んだ」、つまり、日本側が故意に事端を開いたと指摘する。宋哲元もこの模様を、「日本軍はわが隊伍に衝突し、兵士数名を踏み倒し、なおかつ銃を振りかざしてわが兵に突きつけ、五、六分ほど小競り合い」になったと、蒋介石に報告している⁽³⁴⁾。これらより、中国側は、小岩井が馬に乗って第二十九軍の隊列に闖入したことが今回の事件の始まりとみていたことがうかがわれる。

次に、孫香亭「連行」あるいは身柄拘束前後の状況であるが、外務省記録は、「軍ニ於テ支那部隊ノ連長ヲ連行セントスルヤ同部隊ハ忽チ戦闘ノ隊形ニ移リタルヲ以テ我軍之ニ応シテ包圍ノ姿勢」を取ったとする。つまり、孫香亭の「連行」、中国軍による戦闘隊形行動、日本軍による中国軍の包圍、という順序を示す。一方、『月報』は、まず「支那軍ハ道路北側ノ水溝ヲ越ヘ督察所及支那營本部前ニ輕機関銃及小銃ヲ配シ我ニ抗セン」とした、つまり、中国側が先に威嚇行動を取ったとし、その後、穂積松年が孫香亭に制止を要求したが、「支那軍ハ依然之ヲ制止セルノミナラス営内ニ在リシ残兵モ亦營本部屋上ニ展開増強」したため、「止ムナク第七中隊ハ万一ヲ顧慮シ全

員督察所前ニ展開対応ノ態勢ヲ採ル」と同時に、孫香亭を「抑留」したとする⁽³⁵⁾。

これに対して、中国側報告は、「日本側は、戦闘隊形を取って孫連を包囲し、武装解除させようとしたので、連長の孫香亭は挺身日本軍の前に出て交渉し、人質として陣内に入り、解放されなかった。孫連の兵士は大いに憤慨し、自衛の手段を取って、日本軍と対峙した」と、そもそもなぜ孫香亭が「連行」されることになったのか、孫部隊がなぜ「戦闘ノ隊形」をとったのか、その前後関係を伝える。しかも事態の推移は、日本軍が戦闘隊形を取る、孫香亭が日本軍側に向かう、孫の身柄が拘束される、中国軍が日本軍と対峙する、という順序で、まず日本側が先に戦闘隊形を取ったとしている。なお、宋哲元の先の報告は、「日本軍は戦闘隊形を取って威嚇し、わが第五連は機に乗じて兵営に戻った。日本軍は、ただちにわが営舎を包囲し、建物に登って見下ろし、射撃態勢を取った。わが第五連の兵士もまた建物によじ登り、陣容を整えて峻拒し、一触即発の状態となった。その時、わが第五連長の孫香亭が交渉に赴き、武装解除の命令を下すよう迫られたが、連長は峻拒した⁽³⁶⁾」、と説明している。この宋の報告によれば、睨み合いの舞台は路上から第五連の兵営に移り、孫香亭が第五連を離れる前に一触即発の状態となり、この危機を打開するために孫が日本軍の兵営に赴いたということになる。日本軍が先に動いたという点は、先の中国側報告と一致するが、孫香亭が日本軍側に向かったタイミングには違いがある。ただ、宋の報告は、兵士が兵営に戻って日本軍と対峙する態勢を整えたことを述べており、より現場感覚に近い動きを伝えているように思われる。

そして、孫香亭の身柄拘束により事態がいつそう緊迫の度を増した後に続く日本軍の動きであるが、外務省記録は、「別ニ兵営ヲ残留セル我部隊応援ニ赴キ彼我相對峙スル」に至ったと、ごく簡単に述べるにとどめるが、『月報』は、現場より報告を受けた一本清直大隊長が現場に急行し、営長や督察処長と会見しようとしたが、実現せず、「兵営ヲ攻撃スル場合ノ包圍ヲ容易ナラシム（ル）」措置を取る一方、「在営部隊ハ先任者タル機関銃隊長中島大尉指揮シ午後六時三十五分兵営出發現地ニ急行支那軍兵営前ニ展開」した。また、盧溝橋附近で演習していた第八および第九中隊も午後9時ごろ帰来し、「武

装ヲ改装シ彈藥ヲ携行現場ニ到着シ逐次新配備ニ就ク⁽³⁷⁾」など、中国側兵営への包囲、圧力を強化した。

他方、中国側報告は、一木清直大隊長が「情報を得て、兵士すべてを率いて張営の前に突然現れ、機関銃4挺を設置し、張営兵士の応援を防ぎ、7時頃まで対峙し、北平駐屯の日本軍がまた大隊を増援し、形勢は重大となった」と、日本側が機関銃を設置したことや、兵営の残留部隊のみならず北平駐屯の日本軍からも増援があったことなどを記す。

後者に関して、宋哲元の報告には、「北平および通県からの援軍二百人余は大井村で阻んだ⁽³⁸⁾」とある。また、『月報』は、「午後十時三十分北平ヨリ増援セラレシ歩兵及機関銃主力到着セリ同行セル聯隊長一行ハ途中大井村（豊台北方約一里）ニ於テ支那軍若干名ヨリ不意ニ射撃セラレシタメ午後十一時三十分頃徒歩ニテ到着ス⁽³⁹⁾」と、宋の報告とは描写に異なる箇所はあるものの、大井村で銃撃があったことを伝える。この点、事件発生翌日の19日付中央社電は詳しい。「豊台附近の大井村地域で双方の軍隊が遭遇して日本側が発砲し、わが方は反撃した。結果、わが兵士2人と民衆1人が負傷し、その後、それぞれ撤退した（9月20付『申報』）」と、日中間で武力衝突が発生し、中国側に被害が出たことをはっきり報じている。なお、周開慶氏は、「北平駐屯日本軍河邊歩兵旅団第一聯隊長牟田口廉也大佐は、兵士1大隊、砲兵1小隊を率いて豊台に急行した。豊台附近の大井村に達した時、張営第六連との間で誤解が発生し、相互に射撃した。一時、日本兵は附近の建物をことごとく占拠し、高所から見下ろし、張営に屈服を迫った」と指摘⁽⁴⁰⁾、中国側が劣勢であったとしている。

最後に、事態収拾に向けたプロセスであるが、19日早朝までに収束に向けて日中間で何らかの合意が形成され、協議がまとまった点では両者の記述は一致しているが、外務省記録は、馮治安が了解内容を聞き入れず、説得工作を経て解決に至ったとしている⁽⁴¹⁾。ただ、このような馮の態度は『月報』には記されていない。

以上のように、第二次豊台事件に関する日中双方の記述にはかなりの相違が認められるが、双方の史料をつき合わせていくと、第一次とは比較にならないほど重大かつ危機的な事件であったことが浮かび上がってくる。盧溝橋

事件の前年に、すでに現地の日中両軍間で武力衝突が発生していたという点は、もっと注目されてもよいように思われる。

おわりに

外務省記録によれば、中国側が次のような日本側要求を受諾して、第二次豊台事件は収束したとされる⁽⁴²⁾。

- (一) 馮師長ヨリ人ヲ派シテ本件ニ関シ遺憾ノ意ヲ表スルコト
- (二) 事件ヲ起シタル部隊ハ一兩日中ニ鉄道線路南側ニ撤退スルコト
- (三) 豊台駐屯部隊ハ全部近く他ノ地点(西苑)ニ移駐スルコト

このうち(三)についてであるが、『月報』には次のようにある⁽⁴³⁾。

第三十七師長代理許副師長ノ陳謝アリ次テ支那軍ハ聯隊長及大隊長ニ敬礼陳謝ノ意ヲ表シ西苑ニ引上ゲ爾後交代部隊ヲ配置セサル旨交渉シタルモ二十一日ニ至ルモ撤退ノ模様ナク問題ハ更ニ遷延紛糾ニ陥ラントセリ茲ニ於テ我軍ハ再度嚴重抗議シタル結果我正当ナル要求ニ対シ支那軍ハ遂ニ我ヲ折り茲ニ豊台ニ於ケル支那兵ハ完全ニ撤退シ日支衝突ノ癆ヲ取除クヲ得タリ

中国側が(三)の要求を最終的に呑んだのだとすれば、この記述のように、第三十七師は豊台からすべて撤退したはずで、日本側にとっては、豊台に軍隊を駐屯させ始めて以来の懸案を解決したことになる。ただ、周開慶氏は、「張營の第五連はただちに豊台から六百メートルの趙家莊一帯に移駐し、張營の営部も続いて移駐した」としており⁽⁴⁴⁾、実際は、日本側記録とは異なっていたとの見方もある⁽⁴⁵⁾。この点については、今後、さらに検証する必要があるだろう。いずれにせよ、第二次豊台事件の発端は偶発的ではあったが、支那駐屯軍は、遅くとも事態収拾に向けた動きが始まる前までに、中国軍の豊台撤退要求を固めていたと考えて間違いない。

この後、支那駐屯軍の演習はさらに激しさを増し、そのまま秋季大演習(10月26日～11月4日)へと突入していく。他方、こうした日本軍の動きに対抗するかのように、第二十九軍も秋季大演習(11月11日～13日)を実施し、

対決姿勢をいっそう強める。

このように支那駐屯軍の増強は、華北における日中間の軍事的緊張を一方的に高めた。連日のように繰り返される演習は、平津地域の住民に強い危機感を抱かせ、極度の緊張を強いたことであろう。当地の学生や民衆が抗日意識を高めるのは至極当然のことであった。加えて、第二十九軍の兵士も抗日に大きく傾斜した。増兵の当初のねらいとは正反対の結果を招いたのである。

日中全面戦争の発端となった盧溝橋事件は、間違いなく二度の豊台事件に象徴される日中両軍の摩擦、衝突の延長線上に位置している。その盧溝橋事件の発生は、第二次豊台事件から10カ月を要さなかった。

注

- (1) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書支那事変陸軍作戦<1> - 昭和十三年一月まで -』朝雲新聞社、1975年、72頁。
- (2) 安井三吉『盧溝橋事件』研文出版、1993年。
- (3) 櫻井良樹『華北駐屯日本軍 - 義和団から盧溝橋への道』岩波書店、2015年。
- (4) 今井駿氏は、豊台事件（第二次）の重要性にいち早く着目し、1937年に刊行された周開慶氏の著作を踏まえつつ、支那駐屯軍歩兵第一聯隊が作成した文書（「盧溝橋附近戦闘詳報（支駐歩一戦洋第一号）」）における記述内容を鋭く批判した（「盧溝橋事件の「発端」について - いわゆる「清水手記」への疑問 -」、『歴史評論』第444号、1987年4月、75-95頁）。本稿IVは、この今井氏の研究を踏まえつつ、その後閲覧可能となった日中双方の一次史料を読み解きながら、新たに豊台事件の真相に迫ることを課題とする。
- (5) 東亜局『昭和十一年度執務報告第一冊（第一課関係）』、『外務省執務報告』第一巻昭和十一年（1）、クレス出版、1993年、293-294頁。（以下、『外務省執務報告』と略す。）
- (6) 「軍ノ編制改正問題」、つまり増兵の経緯について、支那駐屯軍の報告は次のように記す（支那駐屯軍司令部『昭和十一年一月分支那駐屯軍月報』（1月31日）、陸軍省『昭和十三年満受大日記第三十四冊ノ内二ノ巻』（防衛省防衛研究所）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01003331800）。

「軍ハ昨年十一月ノ事件ノ結果ニ鑑ミ兵力増加ノ必要ヲ痛感シ中央部モ原則的ニ同意シタルヲ以テ昨年末概ネ其成案ヲ得テ中央部ニ一案ヲ送付シアリシカ爾後更ニ細部ニ亙リ研究ヲ重ネ且之カ配置兵舎問題等ニ関シテモ成案ヲ得

タルヲ以テ池田參謀ヲ一月二十三日出發東京ニ派遣シ中央部ニ対シ細部ノ説明ヲ為サシメ概ネ混成旅団ノ案ニテ打合中ナリ。」

- (7) 『外務省執務報告』、291-292 頁。
- (8) 「北支処理要綱」(1月13日)、外務省編『日本外交年表並主要文書 1840-1945』下、原書房、1966年、323頁。(以下、『主要文書』と略す。)
- (9) 『外務省執務報告』、292 頁。
- (10) 同上、294-295 頁。
- (11) 「關於山西共党勢力及冀察政務委員会成立等問題」(4月7日)、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編－対日抗戰時期・第六編・傀儡組織』(二)、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年、63-64頁。(以下、『傀儡組織』(二)と略す。)
- (12) 「対支政策に関する外・陸・海三相間諒解」(1935年10月4日)、『主要文書』、303頁。
- (13) 「關於山西共党勢力及冀察政務委員会成立等問題」(4月7日)。
- (14) 「覚(子字第二六四号)」(5月18日)、外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第5卷上、外務省、2008年、699頁。(以下、『日本外交文書』Ⅱ-1-5上と略す。)
- (15) 「有田大臣許大使会谈要領」(岩村成允記)、同上、700頁。
- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) 「岸天津総領事代理發有田八郎外務大臣宛第219号電報」(5月30日發)、同上、707頁。
- (20) 同上。
- (21) 日本側記録によれば、本件は、宋哲元が、次のような日本側要求を「大体容認」して解決したという(『外務省執務報告』、308頁)。

(一) 宋哲元ノ陳謝並ニ事件ニ対スル負責ヲナスコト

(二) 防共協定ノ徹底的実行ヲナスコト

(三) 蕭振瀛ヲ罷免スルコト

(四) 宋ノ対日態度ヲ天下ニ闡明スルコト

第三項に「防共協定」という文言を確認することができるが、宋哲元への要求という点から、これは3月30日に調印された「北支防共協定」を指すものとみて間違いはないだろう。ただ、同協定は、日本側の理由で締結直後に破棄されており、6月段階で「防共協定ノ徹底的実行」を宋哲元に求めている点はきわめて注目される。なお、「北支防共協定」については、拙稿「冀察政

務委員会の対日交渉と現地日本軍－「防共協定」締結問題と「冀東防共自治政府」解消問題を中心に」（『近きに在りて』第51号、2007年、91-104頁）。

(22) 国民政府は、支那駐屯軍の演習に対して繰り返し抗議を行ってきた。例えば、支那駐屯軍は1934年3月1日から良王荘、独流鎮、唐官屯一帯で演習する旨河北省政府に事前通知したが、これらの地域は北寧線ではなく津浦線沿線に位置していたことに加え、唐官屯は天津から70キロ以上も離れたところであったことから、国民政府は「北清事変最終議定書」での取り決めから逸脱する行為として強く抗議している。

なお、日本側が送付してきたとする文書記載の1907年以降に支那駐屯軍が実施した演習は、以下の通りである。いつ日本側が作成したのか定かではないが、記述内容と11月9日付のメモ書きから、1931年2月以降1933年11月までの間に作成されたものと推察される（「軍隊演習之実例（千九百七年以降）」、外交部『日軍平津挑釁案』、(台湾) 国史館所蔵）。

1907年10月25日ヨリ3日間

北京部隊山海関部隊天津部隊ヲ合シ天津郊外ニテ連合演習ヲ実施ス

1908年10月20日ヨリ3日間

北京部隊山海関部隊天津部隊ヲ合シ楊村及南蔡村ニ於テ秋季演習実施

1909年5月11日ヨリ10日間

北京部隊ハ蘆溝橋ニ於テ野外演習及戦闘射撃ヲ実施ス

1912年9月17日ヨリ8日間

北京部隊ハ西山北麓黒龍潭附近ニ於テ戦闘射撃ヲ実施ス

1912年10月8日ヨリ3日間

北京部隊天津部隊連合ニテ楊柳青附近ニ於テ野外演習ヲ実施ス

1917年2月21日ヨリ2日間

北京部隊西山附近ヘ行軍ヲ実施ス

1918年1月26日ヨリ3日間

北京部隊西沙屯十三陵胡蘆沙附近ヘ行軍ヲ実施ス

1921年4月^マ□日ヨリ3日間

北京部隊十三陵ヘ行軍ヲ実施ス

1921年12月^マ□日ヨリ2日間

西山ニ行軍ヲ実施ス（北京部隊）

1922年2月7日ヨリ3日間

北京部隊十三陵ヘ行軍ヲ実施ス

1922年2月26日

- 北京部隊黄村ニテ野外演習ヲ実施ス
1922年8月25日ヨリ3日間
北京部隊十三陵ヘ行軍ヲ実施ス
1922年11月17日ヨリ2日間
北京部隊西山ヘ行軍ヲ実施ス
1923年1月30日ヨリ2日間
北京部隊西山ヘ行軍ヲ実施ス
1923年3月23日ヨリ3日間
北京部隊十三陵ヘ行軍ヲ実施ス
1924年8月
北京部隊八達嶺ヘ行軍ヲ実施ス
1925年5月^〇日ヨリ3日間
北京部隊十三陵八達嶺ヘ行軍ヲ実施ス
1926年12月^〇日ヨリ2日間
北京部隊西山ヘ行軍ヲ実施ス
1927年11月25日ヨリ2日間
北京部隊玉泉ヘ行軍ヲ実施ス
1928年1月^〇日ヨリ2日間
北京部隊黄村ヘ行軍ヲ実施ス
1929年1月24日ヨリ2日間
北京部隊通州ヘ行軍ヲ実施ス
1930年1月27日ヨリ2日間
北京部隊通州ヘ行軍ヲ実施ス
1930年12月23日
北京部隊自動車ニテ天津ニ輸送ス
1931年1月11日ヨリ2日間
北京部隊及天津部隊ノ連合演習ヲ天津郊外ニテ実施シ北京部隊ハ自動車ニテ北京ニ帰還ス
1931年2月2日ヨリ2日間
北京部隊通州ニ行軍ヲ実施ス
- (23) 安井三吉『盧溝橋事件』研文出版、1993年、106頁。
(24) 『外務省執務報告』、311頁。
(25) 同上。

なお、梅津美治郎（陸軍次官）は、永見俊徳に対して、「豊台ニ於ケル支那

兵ノ日本軍將兵侮辱事件ニ対シ貴軍ノ計画セル内面指導ニ依ル折衝方針（貴電三四三）異存ナシ就テハ此際北平外務官憲ヨリモ文書ヲ以テ宋哲元ニ対シ正式要求ヲ提出スル筈ニ付之ト連絡アリ度シ」（「梅津美治郎陸軍次官発見見倭徳支那駐屯軍參謀長ほか宛陸第 202 号電報」（7月2日）、『陸満密綴第九号』（防衛省防衛研究所）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01003162600）と指示しており、中島弟四郎（中佐）、櫻井徳太郎（少佐）両顧問を介して本件解決が図られたものと推察される。

(26) 7月1日付同盟社電も「豊台の宋哲元軍第三十七師（師長馮治安）百九旅二百十七団第三営營長崔蘊秋部隊約 600 人は、すでに今朝豊台から撤退するとともに、同師二百二十旅第二営蔣華延部隊約 600 人がすでに同地に移駐した」と報じている（7月2日付『申報』）。

(27) なお、注（21）で示した「軍隊演習之実例（千九百七年以降）」による限り、盧溝橋での演習は 1909 年以降、行われていない。

(28) 『外務省執務報告』、311-312 頁。

(29) 高素蘭編『蔣中正總統檔案－事略稿本』第 38 卷、国史館、2010 年、505-506 頁、9月22日の条。（以下、『事略稿本』第 38 巻と略す。）

なお、『外務省執務報告』と『事略稿本』内に記録されている報告は、史料の性格は異なるが、いずれも事件発生から比較的近い段階で、それぞれの主管部局が現地からの報告を精査、総合してまとめた事件概要という点で共通している。本節ではこの点に着目して、同格の比較検討対象として扱うこととした。

(30) 『外務省執務報告』、312 頁。

(31) 『事略稿本』第 38 巻、9月22日の条、506-508 頁。

(32) 「附録 豊台日支衝突事件詳報」、支那駐屯軍司令部『支那駐屯軍九月分月報』（9月30日）、陸軍省『昭和十三年満受大日記第三十四冊ノ内ノ巻』（防衛省防衛研究所）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01003331800。（以下、「豊台日支衝突事件詳報」と略す。）

(33) 同上。

(34) 「宋哲元発蔣介石宛電報（馬参戦一電）」（9月21日）、『特交文電－日寇侵略之部・迭肇事端』第四卷、（台湾）国史館所蔵。

(35) 「豊台日支衝突事件詳報」。

(36) 「宋哲元発蔣介石宛電報（馬参戦一電）」（9月21日）。

(37) 「豊台日支衝突事件詳報」。

(38) 「宋哲元発蔣介石宛電報（馬参戦一電）」（9月21日）。

(39) 「豊台日支衝突事件詳報」。

(40) 周開慶『抗戦以前之中日関係』（1937年）、台湾学生書局、1961年、220頁。

(41) なお、周開慶氏は、この経緯を次のようにまとめている（同上、221頁）。

日中双方の代表は、「19日朝6時頃、豊台駅に会し、これに馮師長、張營長、日本軍の牟田口聯隊長、^マ市木（一木）大隊長が加わって、協議を行い、午前9時ようやく決定した。双方が協定した重要な項目は、わが方が自発的に張營の兵士を豊台から移動させ、日本側も拉致したわが軍の連長孫香亭を解放し、帰隊させることであった。10時20分、双方が対峙していた状況は解除され、双方の責任者〔官長〕が双方の部隊を召集し、駅に並んでそれぞれ相互に敬礼し、これによって親善を表し、その後それぞれ部隊を営房に撤収させた。ここに紛糾は解決した。」

(42) 『外務省執務報告』、312-313頁。

(43) 「豊台日支衝突事件詳報」。

(44) 周開慶『抗戦以前之中日関係』、221頁。

(45) 江口圭一『盧溝橋事件』岩波書店、1988年、12頁。

この点について、9月27日付『申報』は「豊台事件解決経過」と題する次のような記事を掲載している。

9月24日午前11時、「和知鷹二参謀が天津イギリス租界の宋哲元邸を往訪し、撤退要求の考えを述べるとともに、豊台近郊の趙家村に第二十九軍の1連が駐屯することは認める、豊台駅内外は北寧路警察に帰し、地方警察が秩序を維持することで、日中両軍間のいざこざ防止に資し、いかなるトラブルも再発させないとした。宋哲元は、和知が帰った後、再度第二十九軍の天津滞在の幹部と協議し、この要害の地を放棄することは望まないが、日本側が堅持する主張と今後の紛糾を慮り、暫時譲歩する必要があるとし、当夜豊台の軍隊に撤退を開始するよう命じた。25日午前中までに完全に撤退し、大方の隊伍は南苑に移駐し、趙家村には1連が残留し、大井村の隊伍と呼応して、三角の陣〔犄角之勢〕を敷いた。」

この記事によれば、支那駐屯軍の了解の下で、第二十九軍の1連が趙家村に駐屯していたことになる。当時、支那駐屯軍と冀察政務委員会との間では、いわゆる「北支経済開発」をめぐる交渉が大詰めを迎えていた（拙稿「冀察政務委員会と華北経済をめぐる日中関係」、『言語文化』第15巻第2号、2013年1月、137-162頁）。そのため、この交渉と相まって、第二十九軍の豊台撤退については相当な駆け引きが繰り広げられたものと考えられる。

内 田 尚 孝

Japan's North China Garrison and Fengtai Incident

Naotaka UCHIDA

Keywords: Japan's North China Garrison, Fengtai Incident, Song Zheyuan,
Sino-Japanese Relationship